

企業立地等支援施策の見直しについて

現在、土地区画整理事業が進められている「健康と文化の森地区」のまちづくりにおいて、大学との連携を行う企業や研究開発系施設の誘致を推進するとともに、中小企業の市外転出防止等を図るため、税制上の支援措置を定めた条例の一部改正のほか、社会情勢の変化を踏まえた既存の補助制度の見直しを検討していることから、これまでの企業立地等支援施策の実施経過等とあわせ報告するものです。

1 企業立地等支援施策の実施経過と支援状況

(1) 実施経過

本市の経済の発展と市民生活の向上に寄与するため、湘南 C－X への企業誘致を契機として平成 16 年 10 月に施行した「藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」（以下「本条例」という。）により税制上の支援措置を講じるとともに、平成 17 年 4 月から、本条例に基づく企業立地等事業計画の認定を適用条件とした「藤沢市企業立地雇用奨励補助制度」、「藤沢市企業立地促進融資利子補給制度」を実施し、企業誘致や市内既存企業の再投資誘致を図ってまいりました。

【条例施行及び改正の主な経過】

平成 16 年 10 月	条例の施行
平成 23 年 4 月	新産業の森北部地区の指定地域への追加に伴う一部改正
平成 27 年 4 月	ロボット関連事業の優遇措置追加に伴う一部改正
平成 28 年 10 月	ホテル立地に関する優遇措置追加に伴う一部改正
令和 2 年 4 月	ホテル立地の適用区分及び要件の変更に伴う一部改正

(2) 支援状況

ア 企業立地支援措置適用状況

本市の企業立地支援策の柱となるもので、一定の条件を満たす市内投資を行った企業に対して、固定資産税・都市計画税を軽減する税制上の優遇を行う制度です。

	企業数	事業数	投資額	新規雇用人数
大企業	17 社	40 事業	約 2,103 億円	1,348 人
中小企業	25 社	39 事業	約 208 億円	375 人
計	42 社	79 事業	約 2,311 億円	1,723 人

イ 支援措置適用企業の固定資産税・都市計画税の累計

税制上の優遇措置を開始した平成18年度から令和7年度までの固定資産税・都市計画税の通常課税額※、軽減額、差引課税額は次のとおりです。

	通常課税額	軽減額	差引課税額
大企業	7,945,072 千円	4,154,729 千円	3,790,343 千円
中小企業	698,766 千円	508,575 千円	190,191 千円
計	8,643,838 千円	4,663,304 千円	3,980,534 千円

※支援措置適用中の合計額で、措置終了後の税額は含みません。

【内訳】工業系地域

		指定地域		支援実績	
		工業地域・工業専用地域	新産業の森北部地区	支援措置適用状況	課税額の累計
支援内容	大企業	固定資産税・都市計画税 5年間、1/2に軽減 ※ロボット関連事業の場合は、さらに2年間、3/4に軽減	固定資産税・都市計画税 5年間、課税免除 ※ロボット関連事業の場合は、さらに2年間、1/2に軽減	企業数 計17社 事業数 計40事業 投資額 計約2,103億円 適用時における新規雇用人数 計1,348人	通常課税額 7,945,072 千円 軽減額 4,154,729 千円 差引課税額 3,790,343 千円
	中小企業	固定資産税・都市計画税 5年間、1/2に軽減 ※ロボット関連事業の場合は、さらに2年間、1/2に軽減	固定資産税・都市計画税 7年間、課税免除 ※ロボット関連事業の場合は、さらに3年間、1/2に軽減	企業数 計21社 事業数 計35事業 投資額 計約180億円 適用時における新規雇用人数 計301人	通常課税額 628,137 千円 軽減額 450,834 千円 差引課税額 177,303 千円

【内訳】 ホテル立地地域

要件		支援内容	支援実績	
客室数及び面積	多目的 ホール		支援措置適用状況	課税額の累計
客室数 50 室以上 平均客室面積 13 m ² 以上	有 (床面積 350 m ² 以上)	固定資産税・都市計 画税 7 年間、課税免除	企業数 計 4 社	通常課税額 70,629 千円
客室数 30 室以上 平均客室面積 18 m ² 以上			事業数 計 4 事業	軽減額 57,741 千円
客室数 45 室以上		固定資産税・都市計 画税 7 年間、1/2 に軽減	投資額 計約 28 億円	差引課税額 12,888 千円
客室数 80 室以上 平均客室面積 13 m ² 以上	無	固定資産税・都市計 画税 5 年間、課税免除	適用時における 新規雇用人数 計 74 人	
客室数 30 室以上 平均客室面積 18 m ² 以上				

ウ 企業立地雇用奨励補助制度

企業立地に際して藤沢市民を新規雇用した企業に対して、雇用人数等に応じて助成する制度です。

	申請企業	雇用人数	補助金交付額
大企業	1 社	22 人	28,700 千円
中小企業	1 社	9 人	10,700 千円
計	2 社	31 人	39,400 千円

エ 企業立地促進融資利子補給制度

企業立地に際して「神奈川県企業立地促進融資」を受けた企業に対して、その利子相当額を 5 年間全額補助する制度です。

	申請企業	神奈川県 融資認定額	利子補給額
大企業	1 社	1,000,000 千円	4,421 千円
中小企業	8 社	5,229,000 千円	225,157 千円
計	9 社	6,229,000 千円	229,578 千円

2 企業立地等支援施策の見直し（案）

（１）税制上の支援措置

指定地域に「健康と文化の森地区」を加えるとともに、指定地域内に新たに立地する中小企業に対し、「事業所税（資産割）」を軽減対象とします。

また、健康と文化の森地区のまちづくり事業に合わせ、適用期限を延長します。

ア 税軽減の内容

指定地域		工業地域・工業専用地域	新産業の森北部地区	健康と文化の森地区
軽減内容	大企業	固定資産税・都市計画税 5年間、1／2に軽減 ※ロボット関連事業の場合は、さらに2年間、3／4に軽減	固定資産税・都市計画税 5年間、課税免除 ※ロボット関連事業の場合は、さらに2年間、1／2に軽減	固定資産税・都市計画税 5年間、課税免除 ※大学連携企業・研究所・ロボット関連事業の場合は、さらに2年間、1／2に軽減
	中小企業	固定資産税・都市計画税 ・事業所税（資産割） 5年間、1／2に軽減 ※事業所税の軽減については、償却資産の取得のみの場合を除く ※ロボット関連事業の場合は、さらに2年間、1／2に軽減	固定資産税・都市計画税 ・事業所税（資産割） 7年間、課税免除 ※事業所税の免除については、償却資産の取得のみの場合を除く ※ロボット関連事業の場合は、さらに3年間、1／2に軽減	固定資産税・都市計画税・事業所税（資産割） 7年間、課税免除 ※事業所税の免除については、償却資産の取得のみの場合を除く ※大学連携企業・研究所・ロボット関連事業の場合は、さらに3年間、1／2に軽減

イ 指定事業、投下資本額、対象資産

指定地域		工業地域・工業専用地域	新産業の森北部地区	健康と文化の森地区
指定事業		・製造業	・製造業 ・情報通信業 ・学術研究、専門・技術サービス業	・製造業 ・情報通信業 ・学術研究、専門・技術サービス業
投下資本額	大企業	3億円以上 (ロボット関連事業の場合は2億円以上)		同左
	中小企業	5,000万円以上 (ロボット関連事業の場合は3,000万円以上)		同左

対象資産	・土地、家屋及び償却資産の取得 ・家屋及び償却資産の取得 ・償却資産の取得（中小企業のみが対象）	同左
------	--	----

ウ 適用期限

現行「令和１２年３月３１日まで」となっている固定資産の取得期限を、「健康と文化の森地区」の事業施行期間に合わせ「令和１６年３月３１日まで」とし、適用期限を延長します。

（２）企業立地雇用奨励補助制度

多くの企業は新工場等の建設に際して、既存社員の経験やノウハウを生かすため、配置転換された社員によって操業を開始することが多い現状があり、本制度については、平成２３年以降の申請がないため、今回の税制上の支援措置の拡大に合わせて廃止します。

なお、条例改正の時点で事業計画を認定している企業は引き続き対象とします。

（３）企業立地促進融資利子補給制度

県の融資施策を補完する本制度については、設備等の老朽化や新技術への対応に向けた再投資が活発化している中、今後も活用増加が見込まれることから引き続き実施します。

（４）その他検討中の支援策

「健康と文化の森地区」については、いずみ野線の早期延伸に向け、庁内関係部局と連携し賑わいを創出するための取組を引き続き検討してまいります。

あわせて、「村岡新駅周辺地区」についても、まちづくりの整備進捗状況に合わせて、まちのコンセプトにあった支援施策等を別途検討してまいります。

3 今後のスケジュール（予定）

支援施策の見直しに向けたスケジュールは次のとおりです。

令和８年	２月	市議会定例会に条例改正議案の提案
	４月１日	条例の施行

以 上

（事務担当 経済部 産業労働課）